

行していくんです。さらにその受け皿に、ありがたいことに郵便銀行株式会社がもう法律で轉りが入っちゃっている。受け皿になるしかないので、主たるプレーヤーになるんですよ、なる。そういう中で、この問題を解決せずして、取りやすいところの所得税を増税して取るなんて、これは東京都議会議員選挙真っただ中で、幹事長もびっくりという感じで忠告なさっていましたが、これはえらいですよ、えらい。サラリーマンやセイジも、その人の息子さんやお孫さんは今やサラリーマンですから、これは厳しいですよ。そんな話を、片や、三百兆国債を発行しますとの間違ついた。そして、入り口のところで、いけば、これだけ郵政に苦労して、公社の人に苦労させる。これは大臣、少なくとも財務機関、これを改革していくつて出口も縮める。何よりも、こんなわけのわからない談合が起きて、九七%落成率みたいな話をやめて、国民の税金、百億の橋を九十億でなければ、十億新たに道路が別途つくられるんですよ。だから、そういう話を、財務大臣しつかりやるからと言うなら私はこの話わからぬでもないですけれども、全くわからない。

○谷垣国務大臣 明晰な委員の御發言ですけれども、さつき三百兆と言つておられましたね。三百兆というのは何でしよう。

○吉本委員 向こう十年で国債残高が三百兆ふえるんじゃないですか。

○谷垣国務大臣 むしろ今のお話は、国債のお話ももちろん関連してまいります。これはもちろん、二〇一〇年代初頭にプライマリーバランスをとるということで我々やっておりますけれども、國債発行額を圧縮していく努力というのは当然やらなければいけません。先ほど、八十兆で三十三万人と書っておられるから、多分、総務大臣じゃなく私への御質問かなと思ひながら実はあのとき聞いていたんですが、それはこれからも徹底的にやらなきゃならないと思います。

それで、委員のおっしゃつてはいるのは、さうき  
ちよつと聞いておりますと、出口の財投の話だと  
思うんですが、財投は、この前も御答弁したかも  
しませんが、最盛時は四十七兆くらいございまし  
たのが、今は十七兆くらいに圧縮してきてるわ  
けですね。これで全部圧縮しきつたかどうかはま  
たこれからも検証していくかなぎやなりませんし  
いろいろな議論があると思います。

下げないとほかは買えないじゃないですか。国債を買えと書いてあるんじゃないですか。（谷垣国務大臣）いや、書いてないよ」と呼ぶ。いや、書いてないよ。ちょっとこれは残り少なくなったので、次回には頼りますが、国債を買わなきゃいけないというスキームになっていますよ。なつてあります。

でどうなるかという点です。  
報道されるところによりますと、郵便局会社、  
窓口ネットワーク会社の業務範囲に、銀行業と生  
命保険業の代理業務を例示するとされておりま  
す。業務として、郵貯、簡保を例示するといふこ  
とであります。が、これで一体何が変わるのかとい  
う点です。

それで、委員のおっしゃっているのは、さつきちょっと聞いておりますと、出口の財投の話だと思つうんですが、財投は、この前も御答弁したかもしれません、最盛時は四十兆ぐらいございましたが、今は十七兆くらいに圧縮してきているわけですね。これで全部圧縮しきつたかどうかはまたこれからも検証していかなければなりませんし、いろいろな議論があると思います。

それから、今は郵政に、過渡期の、今まで預託を受けた分をお返しするのを、いわば見返りのよくな、財源調達のような形で財投債をお引き受けいただいています。この財投債をお引き受けいたくのも十九年度で終わるというのは今度の法律にも明記しております。そうすると、今、こういうふうに民営化するけれども、引き受けざるを得ないんだとおっしゃいましたね。そういう仕組みというのは今回なくしていくことになります。

それで、十九年度以降は、財投債、本当に受けられるのか、時計を気にしておられますからもう細かいことは申しませんけれども、これはもう民間だけでは引き受けられるようになると私は考えております。そういう点でやはり金の流れは大きく変わることになります。

もちろん、これだけ国債も発行していただいておりますし、民間金融機関にも国債を受けていただいておりますから、しばらくはやはり国債を引き受けしていくだくということは現実にはあると思います。特に、過渡期においてはいろいろな手立てをこの法律にも入れてすることは御承知のところです。ござりますけれども、民営化したときは、民間機関の原理に従つて審査をいただくべきことだと思っております。

○古本委員　いや、それこそ谷垣大臣らしくないですよ、らしくない。これは、今回の民営化法の百九条にもはつきり書いていますよ。国債以外の投資、要するに、新たにリスク投資していくことでござりますけれども、民営化したときは、民間機関の原理に従つて審査をいただくべきことだと思っております。

下げるなどほかは買えないじゃないですか。国債を買えと書いてあるじゃないですか。（谷垣国務大臣）いや、書いてないよ」と呼ぶいや、書いてないといふスキームになつてありますよ。ちょっとこれは残り少なくなりましたので、次回には譲りますが、国債を買わなきゃいけないといふことでは譲りますが、国債を買わなきゃいけないといふことを申し上げて終わりたいと思います。

それで、最後に一点だけ。委員長、今回、公聴会で地方の声を大変聞いてきました。郡部、島の話を聞いてきました。他方、都会の郵便局は切るという話になるんですね。これは、都会の郵便局は切るという話になります。これは、都会の郵便局は切るという話になります。これは、都会の郵便局は切るという話になります。これは、都会の郵便局は切るという話になります。これは、都会の郵便局は切るといいます。

今、都議選の真っただ中ですが、実は、都会の郵便局が切られるということに気づいていない一般の皆さんのが大変多くいらっしゃいますので、その意味でも、ぜひ都市部での公聴会、委員会はまだ始まつたばかりでありますので、そのこと強くお願い申し上げまして、終わります。

○松岡委員長代理 この際、お諮りいたします。各案審査のため、政府参考人として財務省大田官房長津田廣育君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松岡委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

---

○松岡委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

昨日、政府・自民党は法案修正で合意したとされておりますが、まだその内容は提案されておりません。提案された後に、内容についてはじっくり議論をしたいといふうに思います。そこで、きょうは、報道されている範囲で幾つか確かめておきたいことがあります。

まず、金融のユニバーサルサービスがこの修正

報道されるところによりますと、郵便局会社、窓口ネットワーク会社の業務範囲に、銀行業と生命保険業の代理業務を例示するとされております。業務として、郵貯、簡保を例示するという事とであります。が、これで一体何が変わらるのかどういふ点です。

竹中大臣は、ユニバーサルサービスは義務づけないと答弁をしてきた。この修正でユニバーサルサービスの義務づけになるのかどうか、まずこれを確認したいと思います。

○竹中国務大臣 与党においていろいろな御議論がなされているというふうに聞いておりますが、その具体的な内容につきましてコメントする立場にはございませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

○佐々木(憲)委員 政府はこの修正について合意をしたということじゃありませんか。

○竹中国務大臣 与党の中で今いろいろと議論をされているというふうに承知をしております。

○佐々木(憲)委員 小泉総理はいいものができたと言つておられるんじゃないですか。竹中大臣はどうなんですか。

○竹中国務大臣 いろいろなことが検討されていよいよふうに承知をしております。

○佐々木(憲)委員 では、内容について聞きますね。

郵貯、簡保を例示するということが飯に行われる場合、これはユニバーサルサービスを義務づけることになるのか、それともならないのか、この点、内容について伺います。

○竹中国務大臣 その点にいうのがどういうものであるかちょっと承知をしておりませんので、コメントは控えさせていただきます。

政府として、今の我々が提出させていただいている法律の考え方は、法律上ユニバーサルサービスの提供義務は課さないものの、銀行・保険会社に対してもなし免許を付与するに当たりまして、最低限履行期間をカバーする長期安定的な代





次に、スリード社についてお聞きしたい。

昨年十二月二十四日十三時三十分に出された政府広報室からのメールにはこう書かれているんですね。全く新しい、「この馬の骨」だからぬところと契約することに決める場合は、それ相応の責任をとつていただく必要があると書いています。随意契約を結んだスリード社というのは、「どこの馬の骨」だかわからぬ会社だと言わっている。

中川大臣にお聞きします。

政府として初めてスリード社と契約をしたのは経済産業省、このものづくり白書に盛り込まれた十五ページの調査研究で一千円の契約がされております。スリード社とは初めて契約するんだから、当然信頼の置ける会社かどうかを確認したと思いますが、どのような審査を行いましたか。会社概要、決算報告書、登記、こういうものを確認したんですか。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、平成十六年のものづくり白書に関する調査を経済産業省としてスリード社に委託しております。これは、平成十六年九月以降、当該調査の受託先の検討に着手し、スリード社に委託する方針を固めました。これは随意契約でございます。これは、いろいろな基準に基づきまして、スリード社に仕事をさせるということが適切だということで、約一千円の委託契約を結んだということです。

○佐々木(憲)委員 私が聞いたのはそんなことじゃないんです。会社概要、決算報告書、登記など、必要な書類の審査を行ったのかと聞いています。

○中川国務大臣 具体的に、通例、相手方の組織概要、決算報告書、主な事業実績等の提出を求め、事業活動の状況を確認するなどして受託能力を審査した結果でございます。

○佐々木(憲)委員 では、登記を調べたんじようか。契約書の住所、当然、登記されている住所ですね。——早く答える。

○中川国務大臣 事務方からきちんと答弁させれ

ばいいんだと思いませんけれども、事務方の出席が得られませんでしたので、私から申し上げます

が、きちっとした面談の上でやらせていただいているところとござります。

○佐々木(憲)委員 いや、登記されている住所が契約書の住所ですかと聞いているんですよ。

○中川国務大臣 登記されている事務所と実際にやっている事務所と別でござりますけれども、その実際によっている事務所で確認をしているといふことでございます。

○佐々木(憲)委員 私は、これは非常に問題があると思うんです。要するに、登記を調べていないんでしょう。登記簿をとつてそれを、登記簿といふのは簡単に言うと会社のいわば身分証明書なんですね。そこに書かれている会社の住所というのは、その人が住んでいるその会社が現にある、本社があるところが登記に書かれてるんです。それがきちっとそういう会社と契約をする、その住所が書かれた契約書に署名し、判を押すということは当たり前じゃないですか。何でそれと違うことを書いているんですか。そんないいかげんなことをやっているんですか。

○中川国務大臣 登記簿は制度上要求されておりませんけれども、今こうやって事務所と、こういうふうにやっているとおり私自身もわからぬ部分がいっぱいある。したがって、きちっと佐々木議員の御質問に改めてお答えをしたい、先ほどからこうやってやっているとおりでございまして、余り格好いいことじゃないんで、きちっとお答え

いたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 では、これは具体的に調査をして、後で委員会に報告してください。

○中川国務大臣 委員長、理事会の御判断にお任せしたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 私はこの登記を調べたん

ね。そうしましたら、つまり、政府広報がやったのを提出させたんでしょう、審査をしたと言つたわけだから。何の審査をしているんですか、実際田舎で行っているということを承知しております。

それから、登記簿は江東区に本店が所在しているとされてますが、実際の営業活動は千代田区神田で行っているということを承知しました。

それから、登記簿は江東区に本店が所在しているとされてますが、実際の営業活動は千代田区神田で行っているということを承知しました。

○佐々木(憲)委員 通常なら登記簿を調べて、それを提出させたんでしょう、審査をしたと言つたに。そこに書かれてる住所を契約書に書くのは当たり前でしょう。それも調べていない。こんなことも確認しないで一億五千万という巨額の契約書を結んだ。でたらめじゃないか。

それで、これを出したわけです。そうしましたら、現在、この会社法人は見当たりません。つまり、神保町にあるという、そう言われている、契約書に書かれている住所、これを調べたら見当たらないんですよ。これは実際に。そういういいかげんな、しかも、先ほどの答弁だと、登記簿を

知らないんですよ。これは実際に。そういういいかげんな、しかも、先ほどの答弁だと、登記簿をとつてない、添付していないと。登記簿を調べたという答弁はなかつたです。つまり、肝心などころを調べていないんです。この会社は一体どういう身分のものなのかなに住んでいてどんな人なのか、どんな会社なのかわからない。

そこで、委員長、この調査の結果と関係書類、つまり、契約書、登記簿、すべて理事会に出すようお願いしますが、六月十四日にこう答弁しているんですね。スリード社と契約をすべき、私どもはスリード社の登記、会社概要、決算書を審査いたしましたとのこの委員会で答弁しました。契約書に書かれているスリード社の住所というのは、登記されている住所と違うんじゃないですか。

○二階委員長 後刻理事会で協議をいたします。

○佐々木(憲)委員 お答えいたしました。

○佐々木(憲)委員 では、政府広報室の林参考人に聞きますが、六月十四日にこう答弁しているんですね。スリード社と契約をすべき、私どもはスリード社の登記、会社概要、決算書を審査いたしました。

○二階委員長 後刻理事会で協議をいたしました。

○佐々木(憲)委員 お答えいたしました。

この点も含めて、引き続き今後追及するということを述べて、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。

○二階委員長 次回は、明三十日木曜午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分教會